

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 7 日現在

機関番号：34415

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520882

研究課題名(和文) 19 20世紀中央アジアの裁判文書研究

研究課題名(英文) Study on Central Asian Shari`a Court Documents from Late 19 to Early 20 Centuries

研究代表者

磯貝 健一 (ISOGAI, Ken'ichi)

追手門学院大学・国際教養学部・准教授

研究者番号：40351259

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円、(間接経費) 750,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はロシア帝政期の中央アジア・シャリーア法廷における個人間の紛争解決プロセスを研究するものである。当時の現地シャリーア法廷において作成された、または、そこに提出された各種法廷文書と、帝政期以降ロシア当局によってシャリーア法廷の主催者たるカーディー(裁判官)にその作成が義務付けられた判決台帳の内容を比較検討した結果、以下の様な結論が得られた。即ち、判決台帳は特定の紛争の解決プロセスを包括的に記録するものであるが、反面、カーディーの裁量により一定量の情報を捨象する傾向がある。したがって、当時の紛争解決プロセスをより詳細に再構成するためには双方の史料を利用することが必要不可欠である。

研究成果の概要(英文)：This study aims to explain the way how disputes between individual persons were resolved in Central Asian shari`a courts during the period of Russian imperial domination, i.e. from the late 19th century to 1920 when the socialist regime was established there. By comparing the variety of documents produced in or submitted to Central Asian shari`a courts at that time with the registers for recording shari`a court rulings muslim judges were obliged to fill out by Russian administration, the author of this paper came to following conclusions: While the registers offer the possibility to reproduce entire process of dispute resolution on particular cases, they tend to omit some of the details that muslim judges did not feel it necessary to write down. For that reason, we have to take into account not only the information supplied by the registers but also that given by separate shari`a court documents to reproduce more completely the whole process of dispute resolution in that area.

研究分野：東洋史

科研費の分科・細目：基盤研究(C)

キーワード：東洋史 中央アジア ロシア帝国 イスラーム法廷文書 シャリーア 裁判 紛争解決 古文書

## 1. 研究開始当初の背景

本研究が対象とする中央アジアは、天然資源の供給地という観点から、または、ロシアや中国といった大国の後背地であるという地政学上の要因から、我が国においても近年とみにその注目の度合いが増大している地域である。地球上のいずれの地域についても当て嵌まることであるが、或る地域の現状を理解するためには、対象地域の過去についても具体的な知識をもつことが不可欠となる。本研究は中央アジアの現代を理解する一助とするために、その伝統社会の具体的な在り方を、個人間の紛争とその解決という切り口から解明することを目的としている。

## 2. 研究の目的

本研究が明らかにしようとする事柄は以下の通りである。

- (1) 訴状、判決文、および、ファトワーといったシャリーア法廷裁判関連文書を史料として、19 - 20 世紀の中央アジア地域において如何なる案件が個人間の紛争の原因となったのかを解明する。
- (2) 判決文を利用して、各種の個人間の紛争にその都度どのような裁定が下されたのかを解明する。
- (3) ファトワーに依拠して、個人間の紛争解決へのプロセスを解明する。

## 3. 研究の方法

本研究は、上述したウズベキスタン国立中央古文書館に収蔵される、ロシア帝政期の現地シャリーア法廷で作成された判決台帳と、報告者がこれまで入手した現地の紙片状シャリーア法廷文書とを比較対照することにより遂行された。

同古文書館には、かつて中央アジア各地のシャリーア法廷および各種行政機関で作成された膨大な数の古文書が収蔵されており、その多くは未だ研究者による作業対象とはされていない。応募者は同古文書館のカatalogを利用しながら、既存の紙片状法廷文書と対比可能な地域、年代の判決台帳を選び出し、可能な限りこれを複写して持ち帰り、そのうえで読解、分析作業を実施した。

## 4. 研究成果

### (1) 本研究の方向性

本研究は、中央アジアのブハラ・アミール国(1756-1920)領内で作成され、現在はウズベキスタン共和国国立中央古文書館に収蔵される各種裁判文書に依拠しながら、イスラーム法(シャリーア)を秩序維持のための規範

として採用した現地の伝統社会における、個人間の紛争解決の実態を解明しようとする目的でもともと立案されたものである。しかしながら、ブハラ・アミール国に由来する各種裁判文書を収蔵するフォンドは多岐にわたっており、さらには、これらのフォンドには裁判文書とその他の類型の文書とが混在していることが研究開始後になって判明した。

出張日数が限定されているなかで、これら複数のフォンドに散在する裁判文書を効率的に閲覧、複写することは困難であったため、報告者は本研究で使用する史料を「ロシア帝国トルキスタン地方(ロシア帝国に併合された中央アジアのムスリム定住民地域を指す行政単位)」で作成されたシャリーア法廷判決台帳に切り替えた。したがって、以下に記載する研究成果は、報告者が本研究開始以前にウズベキスタン共和国内各地で撮影したシャリーア法廷文書と、上述の帝政期シャリーア法廷判決台帳の内容を比較検討した結果判明した、現地の伝統社会における個人間の紛争解決の実態にかんする知見より成り立っている。

### (2) 紙片状裁判関連文書と帝政期判決台帳の比較検討結果

報告者は本研究開始以前より、ウズベキスタン共和国を舞台として実施されるシャリーア法廷文書の収集・保存プロジェクトに参加しており、その過程で同国内各地で革命前に作成されたアラビア文字各種シャリーア法廷文書の画像ファイルを既に数千枚程度入手している。これらの文書は証書類と裁判関連文書とに大別されるが、本研究で使用したのは後者の裁判関連文書である。本プロジェクトで収集された裁判関連文書はいずれも一枚の紙片の片側、ないし両面にテキストが記載されているものなので、ここではこれを紙片状裁判関連文書と呼ぶ。

本研究においては、これら紙片状裁判関連文書と帝政期判決台帳を比較検討したが、その結果以下のような両者のもつ史料上の特性が明らかとなった。

#### 紙片状裁判関連文書

紙片状裁判関連文書の利点の一つは、その種別が多彩であることに存する。現在までに報告者が把握している紙片状裁判関連文書の種別は、訴状、タズキラ(審理記録)、ファトワー(法鑑定文書)、判決ないしその梗概の4種である。

訴状はいうまでもなく、原告がシャリーア法廷に提出するもので、これが受理されると被告が召喚され、裁判が開始される。シャリー

ア法廷裁判では、挙証責任は常に原告に存する。したがって、原告が証拠を提出できるならば原告が勝利し、それができない場合には被告が圧倒的に有利となる。ただし、被告が原告の訴えを棄却するよう裁判官に訴え、これを反訴という、その訴えが受理された場合には、原告と被告の立場が入れ替わる。つまり、反訴成立後は本来の原告が被告に、被告が原告になるわけで、こうなると挙証責任は反訴審の原告、つまり、裁判開始時の被告に移動する。報告者がこれまで入手した紙片状裁判関連文書の中には、反訴の実行を目指す被告が提出した反訴用の訴状が含まれているので、少なくとも中央アジアのシャリーア法廷裁判においては、反訴実行のために新たな訴状作成が必要とされていたことがわかる。

ところで、当該地域のシャリーア法廷裁判においては、しばしば原告ないし被告が裁判官に審理の中断を申し入れ、中断期間中に法学者からファトワー(法鑑定文書)を獲得し、審理再開後にこれを裁判官に提出していた。実際、現地で収集した紙片状裁判関連文書には少なからぬファトワー文書が含まれている。裁判の過程で作成されるファトワーは、これを法廷に提出する側の言い分にイスラーム法上の正当性があることを証明するための文書といえる。

ところで、ファトワー文書がどのような契機で作成されたのかについては未だ不明な点が多い。前述したように、シャリーア法廷裁判においては、原告が証拠を提出可能かどうかを裁判の針路にたいし決定的な意味をもつ。換言するならば、原告が証拠を提出できるのであれば、少なくとも原告にファトワー文書を提出する意味はないはずである。一方、被告についても同じ事が言える。原告が証拠を提出可能なのであれば、被告がファトワー文書を提出したところで、裁判の結果に大した影響は与え得ないからである。

ところが、帝政期の判決台帳を見ると、原告が証拠を提出できているにもかかわらず、その原告がファトワーをも法廷に提出している事例が存在していることがわかる。このことは、ファトワーが時として証拠を補強する、いわば「駄目を押す」のための役割をも担っていたことを示唆している。

ところで、裁判の当事者にファトワーの作成を依頼される法学者は、必ずしも当該案件を審理する法廷に臨席しているわけではなかったものと推測される。当時のロシア人の記録から、帝政期中央アジアのシャリーア法廷にはファトワー提出資格をもつ法学者(ムフティー)が常駐していたことが判明しているが、一方で紙片状ファトワー文書には、場合によっては5名以上のムフティーが捺印した

ものさえ存在している。これら多数のムフティーがすべて単一のシャリーア法廷に常駐していたとは到底考えられないので、少なくともファトワー文書に捺印したムフティーのうち一定数は当該法廷外に位置していたものとみなすべきであろう。

こうした法廷外のムフティーにファトワーの作成を依頼する場合、当然のことながら当事者は依頼時点での裁判の状況について説明する必要が生じたはずである。おそらく、このために作成されたのがタズキラ(審理記録)である。タズキラは、当事者が裁判官に審理の中断を申し入れ、これが受け入れられた場合に、当事者自身の要請により裁判官が作成、交付した審理の途中経過記録である。帝政期のファトワー文書には、ムフティーがタズキラを参照しつつファトワーを起草したことを明示する文言がしばしば出現するが、この事実は、タズキラがファトワー作成のための資料として、当事者からムフティーに提出された文書であったことを物語っている。

#### 帝政期判決台帳

ロシア帝国は1860年代から1890年代にかけて、現在のウズベキスタン共和国とその周辺地域に存在していたムスリム定住民地域の大部分を征服し、これを「トルキスタン地方」という行政単位に編成したうえ、帝国領に編入した。

ところで、ロシアによる征服以前、中央アジア地域にはシャリーア法廷で提出された一々の判決を台帳に記載し、これを法廷の主催者たる裁判官が管理するという慣習は存在しなかった。判決台帳の作成、保管という行為はそれ自体、ロシア当局により現地のシャリーア法廷に導入された制度である。このことは研究者にとっても極めて大きな意味をもっており、判決台帳が存在するからこそ、我々は或るシャリーア法廷で、所定の年に提出された判決の総体を眺めることができるのである。ぎゃくに、ロシア征服以前の中央アジア地域、または、当該地域のうち結果的にロシア帝国に併合されず現地政権が存続した地域、ロシア帝国の保護国となったブハラ・アミール国領とヒヴァ・ハーン国領がこれにあたる。については判決台帳が存在しないため、個々のシャリーア法廷で、或る時期に如何なる判決が提出されていたのかにつき、これを総体的に観察することはできない。

ところで、判決台帳の史料上の利点として最も特筆すべきは、これが特定の案件についての紛争解決の過程を、概略的ではあるがすべて記載していることである。上述した紙片状裁判関連文書の場合、単一の事案について

訴状、ファトワー、タズキラ、判決といったすべての種別の文書がまとめて伝存するケースは管見の限り無く、或る紛争がどのような過程を経て解決に至ったのかを完全に把握することは不可能である。

一方で、判決台帳を紙片状の各種裁判関連文書と比較検討するならば、判決台帳には一種の「書き癖」とも言い得るものが存在することがわかる。判決台帳は、所定の紛争が如何なる方法で解決されたかにつき、その結果を判決番号を付した上で記録するものであり、いわば当事者が最終的にどのような権利を獲得したかを証明する文書としての性格をもつ。したがって、判決台帳には紛争がどのように解決されたかという結果に直接関係しない事実は記載されないことになる。

たとえば、判決台帳には裁判における勝利者が提出した、判決の決め手となったファトワーの概要が紹介されることがあるが、敗者が提出したファトワーについて記録する事例は管見の限り見当たらない。ところが、当時の紙片状のファトワーやタズキラを見る限り、単一の裁判において原告と被告の双方がファトワーを提出することは決して珍しいことではなかった。このことは、台帳に収録される判決文の起草者たる裁判官が、判決に影響を与えなかったファトワーについての情報を意図的に捨象したことを物語っている。

さらに、上述のタズキラという種類の文書も、判決台帳の文面からはその存在を看取することはできない。タズキラは、ファトワー獲得を目指す当事者が参考資料としてムフティに提出したものである。そもそもファトワーが完成した時点で用済みとなってしまいう文書である。台帳に記載される判決文の起草者にとっては、判決の決め手となったファトワーこそが記録に値するものなのだから、ファトワーの準備段階でのみ必要となるタズキラに一言及する意味はなかったはずである。

また、判決台帳には、裁判官が原告ではなく、被告に証拠の提出を求める場面が記載されることがある。先述したように、シャリーア法廷の裁判では挙証責任は常に原告に課され、被告に挙証責任が生じるのは反訴が成立した場合に限られる。ならば、上の様に裁判官が被告に証拠の提出を促すというケースでは、その前に被告の反訴が成立していなければならない。しかしながら、判決台帳には、通常、この反訴成立という事実が明記されることはない。このことは、判決文の起草者にとって「被告が原告に対抗する証拠を提出できなかった」ことのみが重要であり、「反訴が成立したため被告に挙証責任が移動した」という形式的な事実は記載する価値がない

とみなされていたことを物語っている。

## まとめ

以上のことをまとめるならば、以下のようになる。

- 紙片状裁判関連文書のみでは、特定の事案についての紛争解決の一連の過程を把握することはできない。
- 判決台帳は、特定の事案についての紛争解決の一連の過程を、概略的にはあるがすべて記載する。
- しかしながら、台帳収録の判決文においては、紛争が如何に解決されたのかという結果を提示するにあたり、不必要と判断された事実はすべて捨象される。
- したがって、帝政期シャリーア法廷を舞台とする個人間の紛争解決の有り様をより詳細に再構成するためには、紙片状裁判関連文書と判決台帳の双方を参照せねばならない。

### (3) 本研究のインパクトと今後の展望

これまでのロシア帝政期中央アジアのシャリーア法廷研究は、ロシア語行政文書とアラビア文字判決台帳を利用しつつ、ロシア当局による現地の司法改革の実態を検証しようとするものであった。これにたいし、本研究は従来その利用が不十分であった紙片状裁判関連文書を判決台帳と対比させることによって、後者に内在する史料上の特性とその限界を具体的に提示したものであり、学界に与えるインパクトは決して小さなものではない。

一方、本研究では、実際に同一の案件について作成された紙片状裁判関連文書と台帳収録の判決文とを比較検討するという作業を実施することはできなかった。多くの場合、紙片状裁判関連文書はこれが作成ないし提出された法廷名を記載しておらず、既に入手済みの紙片状文書に記録される事案が、どの法廷のいずれの年の台帳に収録されているかを突き止めることは容易ではないからである。今後は、紙片状文書と判決台帳の双方が伝存する事例を一つでも多く見つけ出し、双方の記事を対照しながら、当時の紛争解決過程をより詳細に描き出す作業が必要となる。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

Ken'ichi Isogai, The Judicial Documents Produced in the Shari'a Courts of Russian Turkestan, 追手門学院大学国際教養学部紀要、査読無、7, 2014, pp.59-75

磯貝健一、近代中央アジア・イスラーム法廷文書の世界、歴史と地理 世界史の研究、査読無、661、2013, pp.21-30

磯貝健一、ウズベキスタンの「イスラーム法廷文書」ユラシア研究、査読無、45、2011、pp.58-60

ISOGAI Ken'ichi, Seven Fatwa Documents from Early 20th Century Samarqand: The Function of Mufti in the Judicial Proceedings Adopted at Central Asian Islamic Court, Annals of Japan Association for Middle East Studies, 査読有、27-1, 2011, pp.259-282

〔学会発表〕(計4件)

磯貝健一、19世紀から20世紀初頭の中央アジアにおける不動産の売買と運用、「開発途上国における経済発展と所有権」研究会、2013年11月29日、於アジア経済研究所

磯貝健一、カーディーとタズキラ ロシア領中央アジアのシャリーア法廷裁判文書の作成過程、「近世イスラーム国家と多元的社会」2013年度第1回研究会、2013年7月21日、於東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、  
[http://www.aa.tufs.ac.jp/documents/jrp/jrp183\\_09ja.pdf](http://www.aa.tufs.ac.jp/documents/jrp/jrp183_09ja.pdf)

磯貝健一、ロシア帝国領中央アジア・シャリーア法廷における裁判文書作成プロセス、第1回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会、於京都外国語大学、2013年7月6日、  
<http://tbias.jp/reports/20130706>

磯貝健一、20世紀初頭の中央アジア・イスラーム法廷における紛争解決過程について、第11回中央アジアの法制度研究会、2012年6月23日、於京都外国語大学、  
<http://tbias.jp/reports/1206231>

〔図書〕(計1件)

大江泰一郎・堀川徹・磯貝健一編、臨川書店、シャリーアとロシア帝国、2014、276+xxxiiip. (執筆箇所：磯貝健一、シャリーア法廷裁判文書の作成システム 帝政期中央アジアのカーディーと「タズキラ」、pp.130-165)

〔産業財産権〕  
出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

磯貝 健一 (ISOGAI, Ken'ichi)  
追手門学院大学・国際教養学部アジア学  
科・准教授  
研究者番号：40351259

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：